

防衛省との意見交換会（第2回）

議事概要

2024年10月

一般社団法人 防衛施設強靱化推進協会

目 次

1 ECI 方式の発注に係る要望について

- (1) ECI 設計業務の年間発注件数、発注規模について
- (2) 発注予定情報の公表時期、公表内容、情報提供の方法について
- (3) 企業及び技術者に求める資格要件、実績について
- (4) 業務委託特記仕様書、入札説明書等の記載内容について
- (5) 業務委託費（官側積算）について（新築・改修・解体・その他）
- (6) その他、ECI 方式の発注について

2 契約制度・契約手続きに係る要望について

- (1) 事業規模等の早期公表、関連事業の公表について
- (2) 入札手続き期間及び申請書類等について

3 調査・設計・監理業務の発注について

- (1) 総合設計、設計共同体(同業種 JV、異業種 JV(電気と機械の組合含む))の適用について
- (2) 技術者の資格経験要件（実務経験年数）の緩和について
- (3) 設計業務の業務内容等について

凡例

- ・ _____：防衛省側における要検討事項
- ・ ：協会側における要検討事項

1 ECI 方式の発注に係る要望について

(1) ECI 設計業務の年間発注件数、発注規模について

昨今の建設業界においては、民間工事及び公共工事の投資需要の増加により、業務を担当する技術者不足の実態がございます。その為、全国で短期間に、かつ多数の基地・駐屯地の施設整備に対応する体制構築が難しい実態があるため、年度発注件数の平準化、適切なロットでの発注や改修、解体、小規模建物新設、仮設建物は DB として実施設計と施工図を一体化など、発注規模等について改善を要望します。

● 要望事項に対する防衛省からの回答

- ECI 案件は全体で 70 件程度を予定しており、マスタープランが完了した施設から順に進めていく

防衛力整備計画に基づき、最適化事業を着実に進捗させるため、3ヶ年程度で平準化して発注する考えである（例えば、令和 6 年度は 20 件、令和 7 年度に 20 件程度、令和 8 年度以降に 30 件程度といった様に平準化して発注することを想定している（どこかを突出して計画するようなことは想定していない））

- 令和 6 年度の発注状況等を踏まえ、競争性を一層高めるため、設計業務の一体性を確保する方策を講じた上で、分割可能なもの（個別建物の実施設計）を分割して発注する考えである

- 設計施工一括発注方式（デザインビルド）は、消音装置など、施工と製造が密接に係る施設に限り適用しており、隊舎や庁舎などの一般施設への適用は不可

一方で、改修、解体、仮設等の設計においては、既契約分も含め、以下の内容の業務省力化を実施する考えである

- ・改修設計や解体設計における作図範囲・作図枚数の見直し
- ・仮設建物の実施設計について、プレハブメーカーへの再委託を可能とする
- ・耐震診断について、建設年度や設計基準の適合状態を踏まえ、診断が必要な建物を選別

（２）発注予定情報の公表時期、公表内容、情報提供の方法について

社内人員体制の調整・JV 組成及び協力業者の確保など、受注体制の構築について、早期に検討を行う必要があります。発注規模が非常に大きく、受注者側の体制（建築・設備・土木）・人員調整に時間を要する為、公表時期の早期化、より詳細な情報（施設規模、業務規模、金額の目安）の明記、Excel 形式での情報提供など、発注予定情報の提供方法について、改善を要望します。

● 要望事項に対する防衛省からの回答

- マスタープランの作成状況として、防衛省HPに掲載。設計業務の発注にあたっては、マスタープランの作成が必須であり、優先順位をつけ作成中である
発注予定情報については、政府予算案閣議決定後の12月末に公表予定である
設計業務の公示については、今年度発注と同様の2月頃を念頭においている
- 発注予定の公表内容について、来年度事案から小規模施設（1,000 m²未満）の施設規模等の詳細明示、計画額の価格帯の細分化などの改善を予定している
- Excel 方式での情報提供については、対象施設一覧などの情報提供を検討したい

(3) 企業及び技術者に求める資格要件、実績について

案件の発注規模が非常に大きく、複数の業種での JV 組成をとる必要があります。その為、共同企業体構成員については、「実績を求めない」、「同種・類似の実績評価の期間の縛りを無くし、実績の有無のみを対象」、「技術者ランクの見直し」など、参加者を増やすために条件緩和を要望します。また、新規参入企業、地元企業の参加がある場合は、評価を加算するなど、参加メンバーの裾野を広げる取り組みを要望します。

● 要望事項に対する防衛省からの回答

- 共同体構成員に実績を求めている目的は、不良不適格業者を排除することであり、実績を求めないことはできない

また、業務の共同企業体は乙型（業務分担）であり、それぞれの担当分野に分かれて責任が分担されるため、それぞれの企業に実績を求め、品質の確保が必要と考えている一方、実績要件に求める建物規模については、各局の状況を見て緩和ができるか検討したい

- 代表企業「A」ランクとしている事業に関し「B」ランクも含めるということについては、事業規模から難しいと考えているが、持ち帰り検討する

- 地元企業と JV を組成した際の評価点加点については理由が整理しづらいため困難である

- 技術者ランクについては、今年度の再公示案件から既に代表企業は「土木」でも可としており、来年度も同様の要件にする考えである

また、業務実績の要件に係る緩和も検討したい（例えば、RC、SRC 造の構造要件に S 造も加えるなど）

(4) 業務委託特記仕様書、入札説明書等の記載内容について

対象施設が多数あるため業務内容が不明確な特記仕様書が散見されます。その為、特記仕様書、入札説明書等の内容については以下について具体的な記載を要望します。「対象施設の詳細な規模数値」、「対象施設の設計スケジュール、期限」、「積算が可能な具体的数量」、「改修設計の業務内容」、「交渉等技術資料作成業務の業務内容」、「必要となる追加業務」、「施工者が実施する技術協力支援業務との関連業務」

● 要望事項に対する防衛省からの回答

○ 今後は、面積・階数に加え、構造種別を明示する考え

また、抗たん性の有無などの詳細な情報については機微な情報にあたるため、技術提案書の提出者に選定された後に、二次配布資料として提示予定である

○ 入札参加者と認識を合わせるために、可能な範囲での人工の明示を検討する

また、想定している改修内容、交渉等技術資料作成業務の業務内容、標準業務に含まれない追加業務等を特記仕様書に明示するなどの工夫を検討する

○ 共通事項の質疑については負担軽減のため、QA 集を HP にて提示することを考えている

(5) 業務委託費（官側積算）について（新築・改修・解体・その他）

多数の施設が対象であり、かつ建設形態が多岐に渡り委託費の積算が複雑になっております。また、質疑回答の日程も短く、1回の質疑回答では業務内容が読み取れません。官側積算については、以下を要望します。

「適切な難易度係数、複合化係数での算出」、「工事と同様なスライド条項の採用」、「積算基準がない項目についての設計人工の開示」、「改修において図面枚数での算出が実費と乖離しているため適切な算出」、「追加業務においての参考見積徴収」。「既存図面の有無に起因する業務費の見直し」、「積算基準がない項目についての設計人工の開示」、「解体において図面枚数での算出が実費と乖離しているため適切な算出」、「打合せ回数・出張費等の変更手続き」、「技術提案内容の確認検討費用及び検討期間の確保」

● 要望事項に対する防衛省からの回答

○ 適切な難易度係数、複合化係数については出来る限り特記仕様書に明示する

また、契約後に特殊な条件が付加された場合も設計変更の協議対象とするよう設計条件を明記する

○ 改修においては見積徴取を基本とするよう改善し、各局へ伝達する

また、歩掛りと乖離している追加業務を検証し、見積を採用するなどの見直しを図る

(6) その他、ECI 方式の発注について

ECI 設計においては、業務量が非常に大きいことから、前金払等の支払い条件の改善、公告期間中の十分な質問回答期間の確保、同一基地・駐屯地内での DB、ECI 方式の組み合わせによる柔軟な発注などについて、改善を要望します。

● 要望事項に対する防衛省からの回答

- 年度毎の支払限度額に対して、業務のどの段階（進捗）で出来高払いができるのかを明確にできるよう検討する
- 複数年の国庫債務負担を用いた契約の前金払いについては、当該年度の出来高の 3 割以内となっているが、契約金額の 3 割以内とする検討を行っているところ、他の公共工事での前例の提供をお願いしたい
- 初年度に前金払いがないことについては、予算要求のあり方も含め、見直しを検討している

2 契約制度・契約手続きに係る要望について

(1) 事業規模等の早期公表、関連事業の公表について

建設コンサルタンツ業界は、深刻な人手不足に加え、民間工事及び公共工事の投資需要の増加により、社内人員体制の調整・JV 組成及び協力業者の確保など、受注体制の構築について早期に検討を行う必要があります。

このことから、各地方防衛局が公表している建設コンサルタント業務の発注見通しの早期公表、発注見通しに掲載している情報（業務規模（業務費）、業務内容、履行期間）の具体化、情報更新の頻度など、発注予定変更情報の都度更新など提供方法について、改善を要望します。

各地方防衛局が公表している建設コンサルタント業務の事業規模について、事業規模把握のため、可能な限り細分化した工種内容、規模、数量、業務費内訳、業務期間の提示を要望します。

関連する発注業務の進捗状況、測量・地質調査結果は、遂行する業務にとって非常に重要な情報となるため、正確で詳細な情報公開を要望します。測量成果は、設計推進にあたり不備（範囲、地形改変等）がないことを確認頂くか、仕様書に留意点がある場合は記載を要望します。

測量・地質調査等、設計に関わる調査は、設計業務の発注時期より早い時期に発注いただき設計工程に影響がないよう実施頂くことを要望します。

● 要望事項に対する防衛省からの回答

- 発注見通しについては、今までどおり4月からになるが、発注概要といった形で、業務規模等を今年度内に公表することを考えている

掲載情報の都度更新については、公表後に入札不成立になった際には、発注ロット等の内容を見直して再公表をしているが、具体的に情報の変更が生じたら、なるべく速やかに公表していきたいと考えている

- 事業規模の業務費内訳の公表については、一般事業（ECI 方式ではなく）の場合、新設なのか改修なのか、また、その面積を示すことにより、業務費は算出できるものと考えている（標準歩掛があるため）
- 測量調査、地質調査のタイミングと設計業務の入札公告のタイミングは、短期間に公表しているが、基本的には、調査が終わってからその内容を踏まえて実施設計等を発注するようにしている

(2) 入札手続き期間及び申請書類等について

業務の発注方式において、総合評価方式による発注が増加していると思いますが、公募型プロポーザル方式による発注の増加を要望いたします。

また、入札手続き期間や申請書類等に係る要望とし、公示されてから参加申請書の提出までの期間の延長、技術提案書の提出時期の見直し、同種実績証明等の提出書類の簡素化等を要望します。

● 要望事項に対する防衛省からの回答

- プロポーザル方式は、技術的に高度な業務、専門的な技術が要求される業務に適用しており、今後もその考えで実施していくことを考えている

各々のコンサルタント会社の技術力を評価してもらいたいということだと認識しているが、プロポーザル方式は随意契約の一つの類型であることから、対外的な説明の確保が求められる

総合評価方式には、簡易型の各方式（1:1、1:2、1:3）を織り交ぜながら業務内容に応じて発注していくことになる

- 入札手続き期間については業務内容によって必要な検討期間には差があることから、内容に応じて検討する

- 同種実績証明等の提出の簡素化について、防衛省ではテクリスの写しを提出してもらっているが、公告内容の確認のために追加資料を提出してもらうことが多々ある

テクリス番号のみの場合、要求している内容について社内確認がおろそかになり、結果、追加資料の提出求めることが多くなることを危惧している

テクリスに登録する内容を充実していただければ番号の記載だけでよくなると考えている

3 調査・設計・監理業務の発注について

(1) 総合設計、設計共同体(同業種 JV、異業種 JV(電気と機械の組合せ含む))の適用について

総合設計の場合は建築、設備、土木のメンバーがそろわず参加できないことがあるため、極力控えていただくよう要望します。その上で、総合設計においては、JVでも単体でも参加が可能な条件としていただくよう要望します。

また、JVで参加した場合、代表企業の管理技術者のみに評定点が付与されますが、構成員の技術者も実績として評価されるよう要望します。

● 要望事項に対する防衛省からの回答

- 入札の不成立、不調の防止策として総合設計を取り入れた経緯があるものの、その状況下でも不成立が発生していることから、防衛省としても意見を聞きながら今後の方法を検討していきたい
- 要件を満たせば設計共同体だけでなく単体での参加は可能であり、再委託についても活用することができる
- 構成員についても技術者登録をしていただいているが、非常に数が多く、全員に評価点をつけることは困難である
構成員の代表技術者に限定して評価点を付与することについて検討する

(2) 技術者の資格経験要件（実務経験年数）の緩和について

管理技術者の担い手が不足しているため、入札参加促進のためには技術者の資格要件等の緩和が必要となります。このことから、実績のみを要件とする（資格保有を求めない）こと、担当技術者として従事した経験を認めていただきたいこと技術士及びRCCMの適用部門の拡大、管理技術者実績（業務成績評定ポイントおよび優秀業務技術者顕彰）の有効期限拡大（2年⇒5年）を要望します。

● 要望事項に対する防衛省からの回答

- 品確法で、公共工事においては内容に応じた知識、技術を有する者を活用することが定められているので、資格を求めている

建築、設備の設計、監理においては、建築士法で一級建築士、建築設備士の関与が必要とされているため、監理技術者の要件として実績のみとすることは困難と考えている

- 現在認めている技術士、RCCMの技術部門以外にも設計の内容に応じて部門の拡大を検討する

- 建設工事の場合は年度をまたいで長期間に及ぶことから、管理技術者の評定ポイントの有効期限を5年間としている

設計でもECIをはじめ長期間に及ぶ業務が増えていることに鑑み、管理技術者評定ポイントの有効期限延長を検討する

(3) 設計業務の業務内容等について

設計業務の業務内容等について、次の事項の改善要望／提案をさせていただきます。

- ① 設計業務（一般業務）の業務内容及び業務費算定に係る改善要望／提案として
「建物用途と合致しない建物の割増や実費加算方式による算出」、「米軍施設における割増や追加業務費の算定」、「建築・設備の分割発注の場合の業務費低減の見直し」、「定期的な歩掛調査の実施」、「実施設計における基本設計に該当する作業の業務費の計上」、「意図伝達業務の発注」、「設計協議等の適切な経費計上」
- ② 設計業務（追加業務）に係る改善要望／提案として、「参考見積の活用による費用計上」、「仕様書に記載のない業務が追加になった場合の柔軟な設計変更」、「年度跨ぎの変更の場合の新年度単価への見直し」等
- ③ このほか、「隊舎の個室による、建物類型の変更（寄宿舍→宿泊施設）」、「業務途中段階での条件変更対応に対する設計変更対応」を要望／提案します。

● 要望事項に対する防衛省からの回答

- 建物用途については、自衛隊施設や米軍施設の特徴を踏まえて、告示による建築物の類型・用途に当てはめて積算している
また、必要に応じて通常の歩掛に追加業務で計上する考えであり、今後とも情報を収集しながら適切に対応していく
なお、建物用途に合致しない積算の事例があれば情報提供してほしい
- 米軍施設において割増が必要な項目は、追加業務としてみているが、受注者の責によらない手戻り等により、受注者の業務量が増加する場合、受発注者間で協議して契約変更を適切に行うよう各局に周知していきたい
- 建築・設備の分割発注の場合の業務費低減の見直しについて検討する
- 受注者の責によらずに設計協議等が増加する場合、適切に精算する考えである
- 契約途中に追加で必要になった業務については、受発注者間で十分に協議して必要な経費を計上して契約変更すべきと考えている
追加業務については、見積を取って積算していくよう各局に周知する
なお、追加業務が適切に見られていない事例があれば情報提供してほしい